監査結果の報告について

地方自治法第199条第2項の規定による行政監査を下記のとおり実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を、次のとおり公表する。

令和 4年 2月 8日

山形市監査委員 玉 田 芳 和

同 村山秀幸

同 菊 地 健太郎

同 武田 聡

1 監査のテーマ

プロポーザル方式による契約について

2 監査の対象

プロポーザル方式による契約事務で、令和元年度又は令和2年度に契約を締結したもの(事業者提案等について評価し、候補者の選定を行う類似のものであるが、指定管理者の選定及びPFI事業を除く)

3 監査の期間

令和3年6月から令和4年2月まで

4 監査の方法

監査の対象となるプロポーザル方式による契約について、調査票による照会、関係書類等の調査及び関係職員からの間取り等により実施した。

5 監査の結果

別冊報告書のとおり

令和3年度

行 政 監 查 報 告 書

「プロポーザル方式による契約について」

山形市監查委員

地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査を実施した 結果は、次のとおりである。

令和4年2月7日

山形市監査委員 玉 田 芳 和

同 村 山 秀 幸

同 菊 地 健太郎

同 武田 聡

目 次

第	1	行政監査について	1
第	2	監査の概要	1
	1	監査のテーマ	1
	2	監査の目的	1
	3	監査の対象	1
	4	監査の期間	2
	5	監査の実施方法	2
	6	監査の着眼点	2
		予備監査対象契約一覧	3
第	3	監査の意見	4
第	4	監査の結果	7
	1	プロポーザル方式による契約とした具体的根拠及びその理由は適切か	
	((着眼点1)	7
	(1) プロポーザル方式による契約とした理由が明確でないもの	7
	2	実施要領等の策定及び審査委員会の設置等は適切に行われているか(着眼点2)	
			7
	(1) 評価基準の最低基準を定めていないもの	7
	3	選定の対象となる事業者の募集及び周知等は適切に行われているか (着眼点3)	
			8
	(1	質問等受付期限後に事業者から提出された質問を受け付けし、また、その質問	
		を公表せず、当該事業者にのみ回答しているもの	8
	(2	事業者からの質問について、課内での決裁を得ずに担当者が回答しているもの	
			8
	(3	参加表明を行った事業者の参加資格審査結果について通知していないもの	
			8
	4	事業者の選定、審査結果の公表及び契約事務等の手続き等は適正か(着眼点4)	
			9
	(1) 賃借伺(業務実施伺)の起案が遅いもの	9

(2) 業務実施伺に、契約の方法とプロポーザル方式を採用する具体的理由を記載し	
ていないもの	9
(3) プロポーザル方式による業務は、業務内容が特殊なため各課で業者選定を行っ	
た方が合理的なものに該当するため、各課執行扱いとする旨を業務実施伺に明記	
することとされているが、記載されていないもの	1 0
(4) 新規業務の場合、業務実施伺を契約課に合議することとされているが、されて	
いないもの	1 0
(5) 新規業務の場合、業務委託の発注見通しについて契約課に報告することとされ	
ているが、されていないもの	1 1
5 契約において、事業者の提案内容が反映されたものとなっており、また成果の検	
証はされているか(着眼点5)	1 1
(1) 契約を締結した事業者が企画提案時に提示した目標について、実際に達成され	
たかを検証していないもの	1 1
第5 予備調査の結果	1 2
1 プロポーザル方式による契約の概要	1 2
(1) 部局別件数	1 2
(2) 契約の種類	1 2
(3) 契約金額	1 3
2 募集に関すること	1 3
(1) プロポーザルの種別	1 3
(2) 実施要領の有無	1 4
(3) 募集要項の有無	1 4
(4) 実施公告の方法	1 4
(5) 公告日から企画提案書等の提出締め切りまでの期間	1 5
(6) 説明会開催の有無	1 5
(7) 事業者からの質問の有無	1 5
(8) 提案上限額の提示	1 6
(9) 参加表明者数	1 6

(10)	企画提案書提出者数	1 6
3	審査に関すること	1 7
(1)	審査委員会設置要領の有無	1 7
(2)	審査委員名の公表	1 7
(3)	評価(審査)基準における最低基準を定めたか	1 7
(4)	評価(審査)基準の公表	18
(5)	審査時における提案者名の取扱い	1 8
(6)	プレゼンテーション実施の有無	18
4	結果の公表に関すること	1 9
(1)	選定結果の公表の方法	1 9
5	契約等に関すること	1 9
(1)	仕様書に事業者の提案内容が適切に反映されているか	1 9
(2)	業務完了後、当該契約の関連業務において同じ事業者と随意契約を行ったこ	
	と、または行う予定があるか	1 9

第1 行政監査について

行政監査は、特定の事務事業について、その能率性、効率性及び合理性(地方自治法第2条第14項及び第15項)並びに適法性(地方自治法施行令第140条の6)に主眼を置き、公正で効率的な行政運営を確保するために実施するものである。

本市では毎年度1テーマを選定し、定例監査とは別に、独立した形で実施している。

第2 監査の概要

1 監査のテーマ

プロポーザル方式による契約について

2 監査の目的

近年、高度な創造性、技術力、専門的な技術(知識)又は経験を必要とする業務について、価格のみによる競争では目的を達成することが難しい場合、複数の事業者から企画又は技術提案を求め、その内容を審査し、最も優れたものを契約候補者とするプロポーザル方式による業者選定を行うことが多く見られるようになった。

当該方式による業者選定は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約に該当するものであるが、地方自治法において、契約は一般競争入札が原則であり、随意契約によることができる場合は、例外的なものとして厳しく制限されている。よってその実施に当たっては、選定プロセスにおいて、公平な評価及び選定が行われることはもとより、透明性も確保されなければならない。

山形市においてもプロポーザル方式による契約は増加しており、契約課において平成 31年3月に「公募型プロポーザル方式実施手順について」を作成している。

このような現状を踏まえ、プロポーザル方式による契約について、公平性、公正性、競争性、適正性等の観点から検証し、契約事務のより円滑な運用及び一層効果的な事業の実施に資することを目的として監査を実施する。

3 監査の対象

プロポーザル方式による契約事務で、令和元年度又は令和2年度に契約を締結したもの (事業者提案等について評価し、候補者の選定を行う類似のものであるが、指定管理者の 選定及びPFI事業を除く)

4 監査の期間

令和3年6月から令和4年2月まで

5 監査の実施方法

監査の対象となるプロポーザル方式による契約について調査・把握するため、予備調査として、各課等に対して調査票による照会を行った結果、7部、11課等から、20件の回答があった。全回答件数の半数程度を目処とし、各課等の回答数や契約の種別等を勘案し10件を抽出し、関係書類等に基づき監査(予備監査)するとともに、関係職員からの間取り等により監査を実施した。

6 監査の着眼点

- (1) プロポーザル方式による契約とした具体的根拠及びその理由は適切か
- (2) 実施要領等の策定及び審査委員会の設置等は適切に行われているか
- (3) 選定の対象となる事業者の募集及び周知等は適切に行われているか
- (4) 事業者の選定、審査結果の公表及び契約事務等の手続き等は適正か
- (5) 契約において、事業者の提案内容が反映されたものとなっており、また成果の検証はされているか

予備監査対象契約一覧

No.	部名	課名	契約名
1	総務部	広報課	新山形市公式ホームページ構築運用事業賃貸借
2	企画調整部	企画調整課	山形市コミュニティバス高瀬線運行業務委託(令和2年 度)
3	企画調整部	文化振興課	(仮称)山形市民会館整備基本構想策定支援業務委託
4	企画調整部	情報企画課	令和元年度山形市 I C T アドバイザー業務委託
5	商工観光部	山形ブランド 推進課	山形市プレミアム付商品券事業業務委託
6	商工観光部	観光戦略課	山形市・北秋田市・青森市連携による海外旅行エージェント・メディア等招請業務及び国際樹氷サミット山形蔵王開催運営業務委託
7	農林部	地方卸売市場 管理事務所	山形市公設地方卸売市場経営戦略(経営展望)策定業務委 託
8	まちづくり 政策部	まちづくり 政策課	都市計画道路の整備に伴う七日町街区整備手法検討業務 委託
9	まちづくり 政策部	公園緑地課	山形城跡本丸御殿CG制作業務委託
10	教育委員会	学校教育課	山形市立小中学校タブレット端末等の賃貸借(小学5年~6年、中学1年)

第3 監査の意見

今回の行政監査については、各課において公募型プロポーザル方式によって業者選定を 行い、契約候補者を決定した契約について、現状を把握し、改善すべき課題を明らかにし、 今後の適正な契約事務の執行に資することを目的として実施したところである。

監査対象とした10件について、着眼点ごとの意見は下記のとおりである。

○着眼点 1 プロポーザル方式による契約とした具体的根拠及びその理由は適切か

監査対象の契約には、プロポーザル方式による契約とした理由が明確でないもの、また 価格のみによる競争になじまない旨が明記されていないものが見受けられた。

地方公共団体の契約方法は、地方自治法の規定により一般競争入札が原則とされており、 随意契約は例外的なものとしていることからも、理由については価格のみによる競争にな じまないこと、プロポーザル方式が最もふさわしい方法である旨を具体的に明記するよう にされたい。

○着眼点2 実施要領等の策定及び審査委員会の設置等は適切に行われているか

契約課の示した「公募型プロポーザル方式実施手順について」(以下「実施手順」という。) において、実施要領の策定や、審査委員会の設置等について手続を記載している。審査の評価基準については、業務の内容が達成可能と判断するための最低基準を定めるとしているが、定めていないものがあった。事業者から提出を受けた全ての企画提案について、競争性が確保されていても、最も重要である契約の目的が達成できない可能性も考えられるので、最低基準を必ず定められたい。

また、実施要領、募集要項等において定めた企画提案書の様式について、詳細な設問を設定することにより、要求する業務に対応できるかを問う形態となっているものが多く見られた。専門的な技術や経験、事業者の企画や発想の必要性を理由としてプロポーザル方式を採用したにもかかわらず、必要以上に詳細な設問を設定することは、提案書の様式を記載する段階において事業者が限定される可能性がある。企画提案書の記載の段階において、企業の参加を過度に阻害することがないよう留意されたい。企画提案書の提出はあくまでも選定の過程であるため、作成の段階で応募する事業者の過度な負担とならないよう配慮されることを望むものである。

〇着眼点3 選定の対象となる事業者の募集及び周知等は適切に行われているか。

プロポーザル方式による契約は、山形市では各課で業者選定を行うものであるため、各 課においては、特に公平性と透明性及び客観性を失することが無いよう留意して手続きを 行う必要がある。しかしながら、事業者からの質問で受付期限後に提出されたものについて、他の事業者に公表せず、当該事業者のみに回答しているものがあった。また、事業者からの質問について課内での決裁を得ずに担当者が回答しているものや、参加資格の適否について事業者に通知しないまま手続きを進めていた契約も見受けられた。業務内容が特殊なため各課で業者選定を行う手続きであり、より慎重に事務を執行されるよう注意されたい。

事業者の募集方法については、ほとんどがホームページによるものであったが、より多くの事業者へ広く公表するため、ホームページへの掲載のほか、山形市掲示場への掲示及び山形市競争入札参加資格者名簿において、登録業種名が業務と関連した業者あてに電子メールを送るなどしていた例もあった。

監査対象の10件において、募集の公告から企画提案書等の提出締め切り日まで期間が 最も短いものは11日間で、最も長いものは61日間であった。参加表明者が1者のみの 契約は4件であり、そのうち3件は16日以内の公告期間であった。一概に募集期間が参 加者数に影響しているとは言えないが、より多くの事業者から参加をいただき、提案内容 の質の向上を図るためにも、余裕をもった期間設定が望まれる。

より多くの事業者への周知がなされ、競争性と提案内容の向上が確保されるよう、実施 公告の方法や期間について工夫されたい。

○着眼点4 事業者の選定、審査結果の公表及び契約事務等の手続き等は適正か

プロポーザル方式における契約は前述のとおり随意契約であり、財務会計の手引では業務内容が特殊なため各課で業者選定を行った方が合理的なものの一つである。そのため、他の随意契約と同様の手続きが多く、はじめに業務実施伺を起案し、その中で随意契約とする理由(プロポーザル方式を採用する理由)や各課執行扱いとすることなどについて必要事項を記載すること、また新規業務であれば契約課に合議すること、発注見通しについて報告することなどの基本的な事務手続が必要であるが、されていないものが散見された。

これは、プロポーザル方式による契約の際は、事業者の公募や審査委員会の開催など、通常の随意契約と異なる手続きがあるため、基本的な契約事務の手続きに注意が欠ける傾向にあるものと考えられる。実施手順に加え、財務会計の手引も合わせて確認のうえ、適正に事務を執行されたい。

○着眼点5 契約において、事業者の提案内容が反映されたものとなっており、また成果 の検証はされているか 監査対象となった契約において、契約を締結した事業者から企画提案時に提示された内容や目標、また独自のサービス等について一覧表を作成し、進捗状況の確認を行っていたものもある一方で、具体的に目標が達成されたかを検証していないものがあった。

事業者から企画提案時に提示された内容や目標については、審査の際の判断材料の一つとなり得るものである。契約締結時には、提案内容の履行について協議し、業務完了後には、提案内容等について、達成や実施がされたか検証、確認をするよう努められたい。

予備調査の結果では、プロポーザル方式を採用したことによる効果の検証を行っていると回答した業務(同一業務は1件とし、完了前は除く)は15件のうち3件(20.0%)で、検証を行っている業務は非常に少ない状況であった。

プロポーザル方式を採用する趣旨に鑑みれば、価格競争によらず、専門性やより優れた成果を期待して事業者から企画提案を受けるものであるから、業務の質の向上を目指すことが重要であり、プロポーザル方式を採用した効果や成果について具体的に検証することが必要と考えられる。検証結果については、きちんと記録にとどめ、関連する業務の執行や、他のプロポーザル方式による契約に反映できるように努められたい。

総括

プロポーザル方式による契約は、業務内容が特殊なため各課で業者選定を行う随意契約 の手続きの一つである。事業者に専門性や業務執行能力などを特に強く求める場合においては、資格の要件や審査の配点により事業者が限定されてしまう傾向にあり、また、新規 参入が難しいと思われるものもあった。このような状況を見ると、公平性、競争性等の確保については、各課に委ねられている部分が大きいものと考えられるので、各課においては、契約手続を行うにあたり、特に注意が必要と考えられるものである。

業務の多様化及び高度化に対応するため、今後もプロポーザル方式による契約は増加していくものと推測される。プロポーザル方式の採用が最もふさわしいものであるか慎重に検討し、山形市の契約全体の公正性がさらに確保されるよう努めていく必要があるものと考える。また、業務完了後においては、プロポーザル方式を採用した理由を踏まえ、その成果を検証されることを一連の事務の流れに位置づけることにより、プロポーザル方式による契約の質の向上につなげられることを期待する。

今回10件の契約を対象として監査を行ったが、監査対象とならなかった業務を含め、 改めてプロポーザル方式による契約が適正に執行されているか総合的に現状を把握すると ともに、必要に応じて実施手順の見直しや、事務の改善を図られるよう望むものである。

第4 監査の結果

抽出した10件について、着眼点ごとの監査の結果は次のとおりである。

1 プロポーザル方式による契約とした具体的根拠及びその理由は適切か(着眼点1)

(1) プロポーザル方式による契約とした理由が明確でないもの

No.	契約名	所管部課等名
5	山形市プレミアム付商品券事業業務委託	商工観光部山形ブランド推進 課

当該業務は、国からの補助金が交付される時期や要綱の提示が遅れる状況にあり、消費税率引上げまでの限られた期間のなかで、業務全般のマネジメントを重要視し、プロポーザル 方式による契約を採用したが、それらの当該業務特有の具体的な理由が記載されていない。

また、実効性を重要視した業務であり、価格による競争になじまないものであるとの考えから、事業者提出の見積額について審査の対象としていないが、価格による競争になじまないことについても業務実施伺において、記載していない。

実施手順では、契約相手の選定に際して、プロポーザル方式を採用する具体的理由や期待できる効果を明らかにし、プロポーザル方式が最もふさわしい方法であるか検討するよう定められている。当該業務の発注にあたり、競争入札や通常の随意契約によらず、プロポーザル方式が最もふさわしい方法として採用した理由が明確になるよう具体的に記載されたい。

2 実施要領等の策定及び審査委員会の設置等は適切に行われているか(着眼点2)

(1) 評価基準の最低基準を定めていないもの

No.	契約名	所管部課等名
2	山形市コミュニティバス高瀬線運行業務委託(令和2 年度)	企画調整部企画調整課

実施手順において、「業務の目的が達成可能と判断するための最低基準を定める」と、あるが、実施要領で最低基準を定めていなかった。

契約の目的が達成可能かを判断するための基準として、最低基準を設けられたい。

3 選定の対象となる事業者の募集及び周知等は適切に行われているか(着眼点3)

(1) 質問等受付期限後に事業者から提出された質問を受け付けし、また、その質問を公表せず、当該事業者にのみ回答しているもの

No.	契約名	所管部課等名
1	新山形市公式ホームページ構築運用事業賃貸借	総務部広報課

実施手順において、手続及び企画提案書作成等に関し質問を受け付けたときは、電子メール、市ホームページ等を活用し、回答内容を参加者全員に公表するとしているが、質問等受付期限後に事業者から提出された質問を受け付けし、また、その質問を公表せずに当該事業者のみに回答していた。

財務会計の手引では、プロポーザル方式による業務は、業務内容が特殊なため各課で業者 選定を行った方が合理的なものに該当するとしていることから、質問の取扱いについて、各 課において公平性と透明性を失することのないよう、適正に事務を執行されたい。

(2) 事業者からの質問について、課内での決裁を得ずに担当者が回答しているもの

No.	契約名	所管部課等名
	山形市・北秋田市・青森市連携による海外旅行エージ	
6	ェント・メディア等招請業務及び国際樹氷サミット山	商工観光部観光戦略課
	形蔵王開催運営業務委託	

事業者から質問があった内容について、課内での決裁を得ないまま、担当者によって事業 者あて電子メールで回答していた。

課内で決裁を得て回答すべきところ、組織としての判断をせず、担当者のみの判断により 質問に回答している。

また、当該業務は、他市との協定に基づき、山形市が委託業者の公募選定を委ねられていることにも鑑み、質問への回答について、特に説明責任を果たせるよう留意されたい。

(3) 参加表明を行った事業者の参加資格審査結果について通知していないもの

No.	契約名	所管部課等名
	山形市・北秋田市・青森市連携による海外旅行エージ	
6	ェント・メディア等招請業務及び国際樹氷サミット山	商工観光部観光戦略課
	形蔵王開催運営業務委託	
1.0	山形市立小中学校タブレット端末等の賃貸借(小学5	松 女子里 <
1 0	年~6年、中学1年)	教育委員会学校教育課

実施手順の選定手続において、参加表明を行った事業者の参加資格を審査し、すべての参加表明者に参加資格審査結果の通知を行う、としているが、結果を通知しないまま手続きを進めていた。

参加表明者が過去に契約を締結した事業者などであっても、契約ごとに参加資格の確認、 通知は必要である。実施手順に則り、適正に事務処理を進められるよう、改められたい。

4 事業者の選定、審査結果の公表及び契約事務等の手続き等は適正か(着眼点4)

(1) 賃借伺(業務実施伺)の起案が遅いもの

No.	契約名	所管部課等名
1	新山形市公式ホームページ構築運用事業賃貸借	総務部広報課

一連の契約事務を行う上で、はじめに賃借伺(業務実施伺)を起案し、その中において プロポーザル方式で業務を実施することを伺うべきであるが、事業者の公募についての 伺を最初に起案し契約事務を進め、受託候補者が決定した後に、賃借伺(業務実施伺) が起案されていた。

プロポーザル方式による契約はあくまでも随意契約の業者選定方法の一つであること を認識し、財務会計の手引を再確認のうえ、実施されたい。

(2) 業務実施伺に、契約の方法とプロポーザル方式を採用する具体的理由を記載していないもの

No.	契約名	所管部課等名
9	山形城跡本丸御殿CG制作業務委託	まちづくり政策部公園緑地課

財務会計の手引において、業務実施伺に契約の方法、根拠法令等の条項、随意契約による場合はその理由を記載するとされているが、そのいずれもが記載されていなかった。また、 当該契約はプロポーザル方式による随意契約によるものであり、その理由を記載する必要があるが、記載されていなかった。

この場合、実施手順において、「業務の相手方の選定に際して、プロポーザル方式を採用する具体的理由や期待できる効果を明らかにし、」とあることからも、随意契約の理由は、プロポーザル方式を採用する具体的理由を記載する必要があるが、記載されていない。

業務実施伺にプロポーザル方式を採用する具体的な理由が記載されていなければ、随意契約、ひいてはプロポーザル方式を採用する客観的な妥当性を判断し、決裁することができな

11,

業務実施伺において、契約方法とプロポーザル方式を採用する具体的な理由を明記されたい。

(3) プロポーザル方式による業務は、業務内容が特殊なため各課で業者選定を行った方が合理的なものに該当するため、各課執行扱いとする旨を業務実施伺に明記することとされているが、記載されていないもの

No.	契約名	所管部課等名
2	山形市コミュニティバス高瀬線運行業務委託(令和2 年度)	企画調整部企画調整課
3	(仮称) 山形市民会館整備基本構想策定支援業務委託	企画調整部文化振興課
4	令和元年度山形市 I C T アドバイザー業務委託	企画調整部情報企画課
9	山形城跡本丸御殿CG制作業務委託	まちづくり政策部公園緑地課
1 0	山形市立小中学校タブレット端末等の賃貸借(小学5年~6年、中学1年)	教育委員会学校教育課

財務会計の手引では、プロポーザル方式による業務は、業務内容が特殊なため各課で業者 選定を行った方が合理的なものの一つに該当するとしている。その場合、業務実施伺には、 業務内容が特殊なため各課で業者選定を行った方が合理的なものに該当するため、各課執行 扱いとする旨を明記することとしているが、記載されていなかった。

プロポーザル方式による契約はあくまでも随意契約の業者選定方法の一つであること を再認識し、記載漏れのないよう留意されたい。

(4) 新規業務の場合、業務実施伺を契約課に合議することとされているが、されていないもの

No.	契約名	所管部課等名
3	(仮称)山形市民会館整備基本構想策定支援業務委託	企画調整部文化振興課
7	山形市公設地方卸売市場経営戦略(経営展望)策定業 務委託	農林部地方卸売市場管理事務所

財務会計の手引において、プロポーザル方式による業務は、新規業務の場合、業務実施伺 を契約課に合議することとされているが、されていなかった。

財務会計の手引を確認し、適正な事務執行に努められたい。

(5) 新規業務の場合、業務委託の発注見通しについて契約課に報告することとされているが、 されていないもの

	No.	契約名	所管部課等名
	0	都市計画道路の整備に伴う七日町街区整備手法検討業	まちづくり政策部まちづくり
8	務委託	政策課	
	9	山形城跡本丸御殿CG制作業務委託	まちづくり政策部公園緑地課

財務会計の手引において、プロポーザル方式による業務は、新規業務の場合、各年度の四半期毎における業務委託・物品賃借の発注見通しを契約課に報告することとされているが、 されていなかった。

財務会計の手引を確認のうえ、適正に事務手続を行われたい。

- 5 契約において、事業者の提案内容が反映されたものとなっており、また成果の検証はされているか(着眼点5)
 - (1) 契約を締結した事業者が企画提案時に提示した目標について、実際に達成されたかを検証していないもの

No.	契約名	所管部課等名
4	令和元年度山形市 I C T アドバイザー業務委託	企画調整部情報企画課

契約を締結した事業者が、企画提案書に、「システム事業者からの見積書の妥当性評価の 支援を行い、情報システムに要する経費の一割減を目指す」と記載しているが、事業者、情 報企画課ともに、実際どの程度経費が削減されたのか具体的に検証していない。

契約締結時に、提案内容の履行と、削減する経費を何と比較して一割減とするのか、との 点について、事業者と情報企画課で具体的に協議しておらず、検証する指標等を明確にして いなかったため、検証していない。

契約締結時には提案内容の履行について協議し、業務完了後、提案時に提示した目標について、実際に達成されたかを検証、確認されたい。

第5 予備調査の結果

全課等に対して調査票による照会を実施した結果、回答のあった20件の契約について、 調査項目ごとに集計した結果は、次のとおりである。

なお、表及び文中の割合は、小数点以下第2位を四捨五入し、同第1位までを記載している。表中の割合の合計については、一致しない場合がある。

1 プロポーザル方式による契約の概要

(1) 部局別件数

部局名	件数	割合
総務部	1	5.0%
企画調整部	9	45.0%
健康医療部	2	10.0%
商工観光部	3	15.0%
農林部	1	5.0%
まちづくり政策部	2	10.0%
教育委員会	2	10.0%
合 計	2 0	100.0%

企画調整部が9件(45.0%)、次いで商工観光部が3件(15.0%)、健康医療部、まちづくり政策部及び教育委員会が各々2件(10.0%)ずつ、総務部及び農林部が各々1件ずつ(5.0%)であった。

(2) 契約の種類

回答項目	件数	割合
業務委託	1 7	85.0%
賃貸借	3	15.0%
合 計	2 0	100.0%

業務委託が17件(85.0%)、賃貸借が3件(15.0%)であった。

(3) 契約金額

区分	件数	割合
50 万円以上 100 万円未満	0	0.0%
100 万円以上 200 万円未満	4	20.0%
200 万円以上 300 万円未満	1	5.0%
300 万円以上 400 万円未満	1	5.0%
400 万円以上 500 万円未満	1	5.0%
500 万円以上 1,000 万円未満	1	5.0%
1,000 万円以上 2,000 万円未満	4	20.0%
2,000 万円以上 3,000 万円未満	0	0.0%
3,000 万円以上 4,000 万円未満	1	5.0%
4,000 万円以上	1	5.0%
その他(単価契約等)	6	30.0%
合 計	2 0	100.0%

100 万円以上 200 万円未満及び 1,000 万円以上 2,000 万円未満がそれぞれ 4件 (20.0%) で最も多かった。「その他」は単価契約等である。

2 募集に関すること

(1) プロポーザルの種別

回答項目	件数	割合
公募	2 0	100.0%
非公募	0	0.0%
合 計	2 0	100.0%

20件(100%)全てが公募型であった。

(2) 実施要領の有無

回答項目	件数	割合
あり	2 0	100.0%
なし	0	0.0%
合 計	2 0	100.0%

実施要領は全ての契約で作成されていた。

(3) 募集要項の有無

回答項目	件数	割合
あり	1 3	65.0%
なし	7	35.0%
合 計	2 0	100.0%

募集要項は、13件(65.0%)の募集で作成されている。実施要領と兼ねて作成しているものもあり、募集要項単体ではないものもあった。

(4) 実施公告の方法

回答項目	件数	割合
市ホームページ掲載	2 0	87.0%
その他	3	13.0%
合 計	2 3	100.0%

実施公告は20件全てにおいて、市ホームページに掲載されていた。「その他」は市ホームページ掲載に加え、掲示板への掲示や、事業者への電子メールの送信等3件 (13.0%) であった。

※ 複数項目に該当していると回答したものがあったため、合計は20件を超える。

(5) 公告日から企画提案書等の提出締め切りまでの期間

	区分	件数	割合
	7日未満	0	0.0%
7日以上	14日未満	2	10.0%
14日以上	21日未満	1 2	60.0%
21日以上	28日未満	4	20.0%
28日以上		2	10.0%
合 計		2 0	100.0%

14日以上21日未満が12件(60.0%)で最も多く、次いで21日以上28日未満が4件で(20.0%)であった。

(6) 説明会開催の有無

回答項目	件数	割合
あり	4	20.0%
なし	1 6	80.0%
合 計	2 0	100.0%

説明会の開催は「あり」が4件(20.0%)、「なし」が16件(80.0%)であった。

(7) 事業者からの質問の有無

回答項目	件数	割合
あり	1 5	75.0%
なし	5	25.0%
合 計	2 0	100.0%

「あり」は15件(75.0%)で、回答方法は市ホームページに掲載、電子メール等で回答している。「なし」は5件(25.0%)であった。

(8) 提案上限額の提示

回答項目	件数	割合
あり	1 9	95.0%
なし	1	5.0%
合 計	2 0	100.0%

19件(95.0%)が提案上限額を提示している。「なし」は1件(5.0%)であた。

(9) 参加表明者数

回答項目	件数	割合
1者	6	30.0%
2者	4	20.0%
3者	4	20.0%
4者	4	20.0%
5者	2	10.0%
合 計	2 0	100.0%

参加表明者数について、1者が6件(30.0%)と最も多く、次いで2者~4者が4件(20.0%)ずつ、5者が2件(10.0%)となった。

(10) 企画提案書提出者数

回答項目	件数	割合
1者	6	30.0%
2者	4	20.0%
3者	4	20.0%
4者	5	25.0%
5者	1	5.0%
合 計	2 0	100.0%

企画提案書提出者数について、1者が6件(30.0%)と最も多く、次いで4者が5件(25.0%)、2者及び3者が4件(20.0%)ずつ、5者が1件(5.0%)となった。

3 審査に関すること

(1) 審査委員会設置要領の有無

回答項目	件数	割合
あり	2 0	100.0%
なし	0	0.0%
合 計	2 0	100.0%

²⁰件全ての契約において審査委員会設置要領が作成されていた。

(2) 審査委員名の公表

回答項目	件数	割合
あり (事前公表)	2	10.0%
あり (事後公表)	0	0.0%
なし	18	90.0%
合 計	2 0	100.0%

審査委員名の公表について「あり(事前公表)」は2件(10.0%)で、「なし」は 18件(90.0%)であった。

(3) 評価(審査)基準における最低基準を定めたか

回答項目	件数	割合
定めている	1 4	70.0%
定めていない	6	30.0%
合 計	2 0	100.0%

最低基準について、14件(70.0%)が定めており、6件(30.0%)が定めて いなかった。

(4) 評価(審査)基準の公表

回答項目	件数	割合
あり (事前公表)	18	80.0%
あり (事後公表)	2	10.0%
なし	0	0.0%
合 計	2 0	100.0%

18件(80.0%)が評価(審査)基準の事前公表を、2件(10.0%)が事後公表を行っていた。

(5) 審査時における提案者名の取扱い

回答項目	件数	割合
伏せている	7	35.0%
明らかにしている	1 3	65.0%
合 計	2 0	100.0%

13件(65.0%)が提案者名を明らかにしている。7件(35.0%)については、審査の公平性を担保するためなどの理由から提案者名を伏せている。

(6) プレゼンテーション実施の有無

回答項目	件数	割合
あり	1 9	95.0%
なし	1	5.0%
合 計	2 0	100.0%

19件(95.0%)がプレゼンテーションを実施している。

4 結果の公表に関すること

(1) 選定結果の公表の方法

回答項目	件数	割合
市ホームページ掲載	2 0	100.0%
その他	0	0.0%
合 計	2 0	100.0%

選定結果の公表は、20件全てが市ホームページに掲載しており、その他の方法では 公表されていなかった。

5 契約等に関すること

(1) 仕様書に事業者の提案内容が適切に反映されているか

回答項目	件数	割合
あり	2 0	100.0%
なし	0	0.0%
合 計	2 0	100.0%

²⁰件全てで、提案内容が仕様書に反映されていると回答した。

(2) 業務完了後、当該契約の関連業務において同じ事業者と随意契約を行ったこと、または行う予定があるか

回答項目	件数	割合
あり	1 0	50.0%
なし	1 0	50.0%
合 計	2 0	100.0%

「あり」と「なし」が半数ずつ10件(50.0%)となった。